

国立大学法人東京農工大学内部監査規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京農工大学内部監査規程を、次のとおり改正する。

| 現行  | 改正案   | 備考 |
|---|---|----|
| <p style="text-align: center;">国立大学法人東京農工大学内部監査規程</p> <p style="text-align: right;">平成17年1月12日<br/>17経教規程第1号</p> <p>第1条～第2条 省略</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 省略(現行どおり)</p> <p>3 「各組織等」とは、国立大学法人東京農工大学組織運営規則第3条に定める組織及び施設並びに国立大学法人東京農工大学事務組織規程第2条に定める事務組織をいう。</p> <p>第4条～第20条 省略</p> <p style="text-align: center;">附 則 省略</p> | <p>第1条～第2条 省略(現行どおり)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第3条 省略(現行どおり)</p> <p>2 省略(現行どおり)</p> <p>3 「各組織等」とは、国立大学法人東京農工大学組織運営規則第2条第1項、第4条第2項、第5条第1項、第6条第1項及び第3項並びに第11条第1項に定める組織及び施設並びに国立大学法人東京農工大学事務組織規程第2条に定める事務組織をいう。</p> <p>第4条～第20条 省略(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則 省略(現行どおり)</p> |    |

附 則(20規程第16号)

この規程は、平成20年4月21日から施行し、平成20年4月1日から適用する。